

平成23年3月16日
第一生命保険株式会社

「東北地方太平洋沖地震」の被災者の方々に対する契約者貸付
・企業向け融資の特別取扱について

この度の地震により被災された皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。

第一生命保険株式会社（社長 渡邊 光一郎）は、今回の地震で被害を受けられた方々を支援するため、下記のとおりお取扱いをさせていただきます。

記

1. 新規契約者貸付に対する特別金利の適用（利息の減免）について

新規の契約者貸付について以下のとおりお取扱いさせていただきます。

対象のご契約	災害救助法適用地域(※)に居住されている被災ご契約者をご加入の個人保険・個人年金保険契約（ただし、変額保険および変額年金保険を除く）
金利	年 1.5%
契約者貸付金額の上限	原則として100万円まで ただし解約返戻金の一定割合以内
特別金利適用期間	平成23年12月31日まで
新規貸付受付期間	平成23年6月30日まで

2. 企業向け融資の特別取扱について

災害救助法適用地域(※)で被災された企業の方々に、現在、当社の企業向け融資をお受けいただいているお客さまを対象に、個別の事情を勘案のうえ、利息のお支払いや元本のご返済の猶予などにつき、ご相談に応じます。

上記取扱いについては、即日取扱いを開始いたします。

(※) 「東北地方太平洋沖地震」にかかる災害救助法の適用地域。但し、「1. 新規契約者貸付に対する特別金利の適用（利息の減免）」については、大量の帰宅困難者が発生したこと等に伴い災害救助法が適用された東京都を除く。